

財務省要請

2020年11月20日

(於：霞ヶ関)

要望書のDL用 短縮URL
https://bit.ly/312QPMF



遠隔・対面授業の環境整備の予算措置等要望



要望書を渡す鳥畑中央執行委員長

コロナ以降の教育研究環境の充実に関して、全大教から「コロナ労働実態・教育研究環境アンケート」をもとに大学等の状況を紹介します。財務省から遠隔・対面授業の状況や必要とされているサポート内容について質問があり、全大教から、遠隔授業に係る機器等の準備や授業後の学生フォロー

コロナ以降の教育研究の充実に向けた遠隔・対面授業の環境整備のための予算措置、運営費交付金の基盤的経費の増額と安定的措置、共通指標による運営費交付金の評価配分の見直し、国立大学病院経営と医療従事者への財政支援、学生への修学支援を要望しました。

全大教中央執行委員会は11月20日、2021年度政府予算案編成にむけた財務省要請を行いました。全大教から、鳥畑委員長、長山副委員長、永井書記長、森戸中央執行委員が出席。財務省から印南主計官補佐が出席しました。

を教員個人で対応していること、感染防止をしつつ対面授業を行うための苦勞、遠隔と対面を組み合わせた教育のためにはこれまで以上に予算と人が必要であること、学生寮における感染防止の必要性など、教職員の努力によってこの間の教育研究が維持されている実態を説明し、十分な財政支援を要望しました。

共通指標による運営費交付金の評価配分に関して、全大教から、各大学の自主的・自律的な取り組みを促進するためにも、また、中期目標・計画期間の大学運営の安定のためにも、これを見直すことを要望しました。財務省は、大学の教育研究の発展の観点から評価制度は必要との見解を示しました。

全体を通して、全大教から教育研究予算の充実がコロナ以降の持続的な社会経済の発展を展望する上で最も重要な課題であるとの認識を共有することを求め、政府予算案編成にむけて引き続きの努力を要望しました。

(書記長 永井信)

全大教新聞

2020年12月10日

第378号

【発行所】

全国大学高専教職員組合 (略称・全大教)



[PDF版 (全面カラー)]
http://zendaikyoo.or.jp/?page_id=107

[電話] 03-6802-4250

[HP] http://zendaikyoo.or.jp/

[所在地] 〒110-0012
東京都台東区竜泉
2-20-15 都築ビル 2階

* 組合員の購読料は
組合費に含まれて
います (一部30円)

今月の紙面

- 2 秋・冬季の取り組みに向けた合同地区別単組代表者会議開催報告「北海道・東北」「関東甲信越」「中部・近畿」「中国四国・九州」
- 3 論壇「コロナ禍での地方私立大の状況」岡山商科大学経営学部准教授 香月恵里
- 3 職場のQ&A ③ 正規と非正規の待遇差解消に向けて

- 4 単組からのレポート
岩手大学「コロナ禍での教職員の労苦をどのように視覚化するか」
愛媛大学「対面と遠隔を組み合わせた新しい組合活動のスタイルを」
鹿児島大学「大学の環境を守るためにできること」

高専機構本部との団体交渉

11月9日、12日

高専協議会

文部科学省との会見

11月18日

高専機構本部は全大教高専協議会に対し、10月21日付けで「人事院の給与勧告事項を踏まえた給与の改定(期末手当0・05月分の引き下げ)」を提案、それを受け両者は11月9日と12日に団体交渉を実施しました。新型コロナウイルスの影響により、初めてオンライン会議システムで団体交渉を実施しました。

11月9日の交渉で、機構本部は期末手当の引き下げ提案と同時に、11月13日までに結論を出したいと説明しました。高専協議会は「コロナ禍において教職員一人ひとりの努力により高専教育を支えてきたこと、また今後も教職員が一致団結していく必要があるこの時期に期末手当を引き下げることは了承できない」と

全大教中央執行委員会は、11月18日に高専に関する事項について、文科省会見をウェブ会議システムにて実施し、文科省から高等教育局専門教育課の星課長補佐、全大教からは岡本副委員長、本多中央執行委員、長山副委員長、永井書記長が出席。会見は主に、令和3年度国立高専機構運営費交付金の概算要求について行われ、明らかになったポイントは以下の通りでした。

強く反対しました。機構本部が引き下げ実施の姿勢を崩さないの、そうであるなら相応の代償措置が必要であるとして、交渉後に引き下げの緩和、手当支給、代償措置を含む要求書を提出しました。

11月12日に2回目の交渉を実施、機構本部から、期末引き下げは提案どおりとする代償として以下3件を実施すると説明しました。
・子の看護休暇の対象年齢引き上げ(現行9歳から12歳へ)
・在宅勤務規定と手当の新設(令和3年4月を目途に実施)
・不妊治療に対する特別休暇の新設(令和3年度を目途に実施)

◆「Society 5.0型未来技術人財」育成事業では新たに「防災・減災・防疫」をテーマに要求
◆入学者選抜改革ではインターネット出願の導入を検討
◆「基盤的設備の整備」として50億円要求。内訳は新型コロナウイルス対策に資する設備と老朽化・陳腐化が著しい設備の更新
◆令和新时代高専の機能高度化プロジェクトとして、令和元年度から6年間で1000億円(設備整備費を要求していく)

限定的であり不十分であるため、さらなる代償措置が必要であることを要求し、その内容について双方協議を重ねました。

その結果、機構本部が「令和2年度に限り、年末年始に1日の有給の特別休暇を付与する」という追加提案を行い、高専協議会から「年末年始に限定するのではなく年度内とし、取得日も各教職員が選べるように」と要求、機構本部は「その方向で対応する」と回答した。今回は苦渋の決断であるが受け入れることを返答しました。

令和2年度に特別教育研究経費として措置された「各高専のニーズに応じた機動的な取り組みの推進(6・5億円)」は、令和3年度も継続して7億円要求している中で、教職員の負担軽減に活用して頂きたいという説明がありました。また修学支援制度について、旧制度で支援を受けていたが新制度で対象から外れた学生に対する継続支援経費を事項要求として別途確保する予定が説明されました。なお、設備更新の点で全大教より、学寮施設がコロナ感染予防に対応していないと指摘し、改善を要望しました。(中央執行委員、高専協議会事務局 本多将和)